

令和7年度 市民後見実践者研修 開催要項

- 1 目的： 地域において市民後見をはじめとする権利擁護支援の実践者として活動するため、実務に必要と考えられる知識の習得及び情報交換等の場として、「市民後見実践者（フォローアップ）研修」を開催する。
- 2 日時： 令和8年2月28日（土）10:20～17:10（開場：9:45）
- 3 開催方法： ①対面：東京大学薬学系総合研究棟 講堂 ／ ②オンライン：ZOOM配信
(①と②のどちらも、研修終了後に録画配信の視聴が可能)
- 4 受講対象者： 市民後見人養成講座修了者および修了者から推薦を受けた一般の方
- 5 受講定員： ①100名 ／ ②150名（各受講料入金先着順）
- 6 受講料： 7,700円（資料代含む）
- 7 主催： 一般社団法人 地域後見推進センター（地域後見推進プロジェクト）
- 8 プログラム編成： 東京大学教育学研究科生涯学習論研究室（李研究室）
- 9 研修プログラム

時 間	内 容
10:20-10:30	開会のことば 地域後見推進センター 理事長 遠藤 英嗣（弁護士）
1 10:30-12:00 (90分)	講義：『成年後見制度改革の法制審議会答申を読む』 - 成年後見制度改革の内容について - 講師：早稲田大学大学院法務研究科 教授 山野目 章夫 氏
12:00-13:00	休憩
2 13:00-14:00 (60分)	説明：『成年後見制度の見直しへの対応等について』 講師：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長 占部 亮 氏
3 14:10-15:00 (50分)	活動報告：『地域に根差した市民後見活動～個人受任の実践～』 - 群馬県館林市では、社会福祉協議会の後見支援センターを拠点に、市民が市民を支える個人受任の活動が広がっている - 講師：館林市 市民後見人 斎藤 順子 氏、市民後見人 杉本 吉代 氏
4 15:10-16:00 (50分)	事例紹介 1：『本人に寄り添う身近な専門職』 - 法律家と福祉専門職がチームとなって、地域の社会資源と連携し、本人に寄り添う相談支援を実践している - 講師：弁護士法人 龍馬 おおた事務所 弁護士 長沢 光哲 氏、社会福祉士 石川 千安希 氏
5 16:10-17:00 (50分)	事例紹介 2：『地域のセーフティネット～安心生活センターの取り組み～』 - 江戸川区社会福祉協議会の安心生活センターでは多様な区民のニーズに対応するため、先駆的な支援事業を展開している - 講師：社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 楠 史子 氏
17:00-17:10	閉会のことば 地域後見推進センター 業務執行理事 片岡 武（弁護士）

10 申込方法：

- ・当プロジェクトのホームページの受講申込フォームからお申し込みください。
 - URL : <https://kouken-pj.org/course/follow/>
- ・申込みの締め切りは、2月20日（金）13時です。
(対面講義およびオンライン講義のいずれも、先着順で、入金者が定員に達し次第、締切りとさせていただきます。)
- ・受講料の支払方法等については、メールにてお知らせいたします。なお、申込み後、受講案内メールが届かない場合は、事務局までメール (project@kouken-pj.org) にてご連絡ください。

研修会場へのアクセス方法

● 薬学系総合研究棟

薬学系総合研究棟は東京大学の本郷キャンパス内にあります。薬学系総合研究棟に入って左手の階段を上って2階が講堂です。

東京大学本郷キャンパス



キャンパス周辺図



講師紹介（プロフィール）

< 開会のことば >

- **遠藤 英嗣（えんどう えいし）氏**（一般社団法人 地域後見推進センター代表理事）
弁護士。元検事正。元公証人（蒲田公証役場）。株式会社野村資産承継研究所研究理事。日本成年後見法学会常務理事。公証人退官を機に、遠藤家族信託法律事務所を開設。
家族信託のパイオニアとして、既に100件を超える信託スキームの組成に携わり、円滑な相続・事業承継の実現に資する正しい信託の普及に尽力。

< 講義 >

- **山野目 章夫（やまのめ あきお）氏**

早稲田大学大学院法務研究科教授。法学者（専門は民法）。国土審議会委員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、成年後見制度のあり方に関する研究会委員、NHK 受信料制度等検討委員会委員、日弁連法務研究財団理事、民事法務協会理事。法制審議会民法（成年後見等関係）部会長。著書多数。

< 説明 >

- **占部 亮（うらべ りょう）氏**

厚生労働省 社会・援護局 成年後見制度利用促進室長。厚生労働省障害保健福祉部、老健局、内閣府沖縄振興局等を経て令和7年7月より現職。成年後見制度の見直しを踏まえた地域における権利擁護支援や頼れる身寄りのない高齢者等の支援に係る政策的な対応について担当。

< 活動報告 >

- **社会福祉法人 館林市社会福祉協議会**

館林市社会福祉協議会が運営する「たてばやし後見支援センター」は、平成30年2月に開設され、権利擁護支援の拠点として群馬県内でもいち早く整備された。継続して市民後見人養成講座を開催し、講座を修了した市民が法人後見の支援員としての経験を積み、個人受任へのリレーを進めている。現在、中核機関としての機能も担っている。

< 事例紹介1 >

- **弁護士法人 龍馬 おおた事務所**

医療・介護・福祉関係者と連携し、相談者が抱える法的問題に積極的に対応している。弁護士のほか、社会福祉士、精神保健福祉士も在籍していることから、地域の社会資源をよく把握し、ネットワークを構築して現場目線での支援を行っている。

< 事例紹介2 >

- **社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会**

江戸川区社会福祉協議会が運営する安心生活センターでは、区内で安心して暮らし続けるための権利擁護・生活支援を行っている。おひとり様支援事業や入院時サポート事業など、地域生活の身近な相談窓口として、重要な支援拠点となっている。

< 閉会のことば >

- **片岡 武（かたおか たけし）氏**（一般社団法人 地域後見推進センター業務執行理事）

弁護士。元裁判官。約26年間紛争解決に携わり、東京家庭裁判所判事部総括（遺産分割専門部）を歴任し退官。現在、千葉法律事務所に所属し、裁判官時代に培った高度な専門的知識を活かし活動中。相続法改正を踏まえた遺産分割事件の運用に関する論文、遺産分割の実務書のほか、著書「第2版家庭裁判所における成年後見・財産管理」は、全国の家庭裁判所職員の必読書となっている。